

改定指針の内容と本県の対応方針

	併設施設の例示	改定指針の 必要駐車台数の考え方	本県の対応方針							
a. 併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられる場合	オフィス、マンション	施設毎にある程度利用者が特定されるため、当該施設の規模等に応じて併設部分の必要駐車台数を算出する。	改定指針と同様の対応							
b. 併設施設が小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合	飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設	(1)当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合には、当該小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」の内数として考える。	(1)飲食店、銀行ATM、クリーニング等の利用者が小売店舗とおむね一致すると想定される施設」の場合（注）	改定指針と同様の対応						
		(2)当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えた場合には、小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」に併設施設の割合に応じ、下記に示す比率倍の必要駐車台数を整備することが最低限の目安となる。	(2)映画館、ボーリング場、フィットネスクラブ、温浴施設等の「併設施設のみへの来客の割合が大きい施設」の場合（注）	当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合 併設施設について個別に算出した台数に小売店舗の台数を加えたものを施設全体の台数とする。						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>併設施設の割合</th> <th>指針値との比率式（併設施設の割合％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20～50％</td> <td>0.010X+0.80</td> </tr> <tr> <td>50～80％</td> <td>0.008X+0.90</td> </tr> <tr> <td>80％～</td> <td>0.002X+1.38</td> </tr> </tbody> </table>	併設施設の割合	指針値との比率式（併設施設の割合％）	20～50％	0.010X+0.80	50～80％	0.008X+0.90	80％～	0.002X+1.38
併設施設の割合	指針値との比率式（併設施設の割合％）									
20～50％	0.010X+0.80									
50～80％	0.008X+0.90									
80％～	0.002X+1.38									
c. 小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体となっている場合	小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合	主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に必要駐車台数を判断する。	改定指針と同様の対応							

（注）本県の対応方針中に記載した併設施設はあくまで一般的例示であり、(1)と(2)のいずれに該当するかについては、規模や設置形態などから、個々の施設ごとに個別に判断します。